

令和8年1月より新設されました。

林野火災警報・注意報

近年の林野火災の多発による被害の拡大から、従来の火災警報に加え、新たに林野火災警報・注意報が発令されるようになりました。

1 林野火災注意報・警報の違い

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	以下の1又は2、いずれかの条件に該当する場合 1.前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 2.前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表 3.前各号の場合のほか、気象の状況が火災の予防上危険であると管理者が認めたとき。	林野火災注意報の発令に加え強風注意報が発表
規制	区域	国頭村、大宜味村、東村 全域
	内容	「火の使用の制限」について努めなければならない。(努力義務)
	罰則	なし
発令時の措置	・国頭地区行政事務組合消防本部 ホームページでの掲載	・国頭地区行政事務組合消防本部 ホームページでの掲載 ・防災無線等での広報

2 発令時の制限事項

火災予防のため、注意報発令時に以下の制限について努力義務が課せられます。
さらに危険な状況になり警報が発令された際には以下の制限について義務が課せられます。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃性の付近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

※煙火とは花火のこと



発令時には

防災無線等並びに消防本部HPでの周知などを行います。
ご理解とご協力よろしくお願ひします。

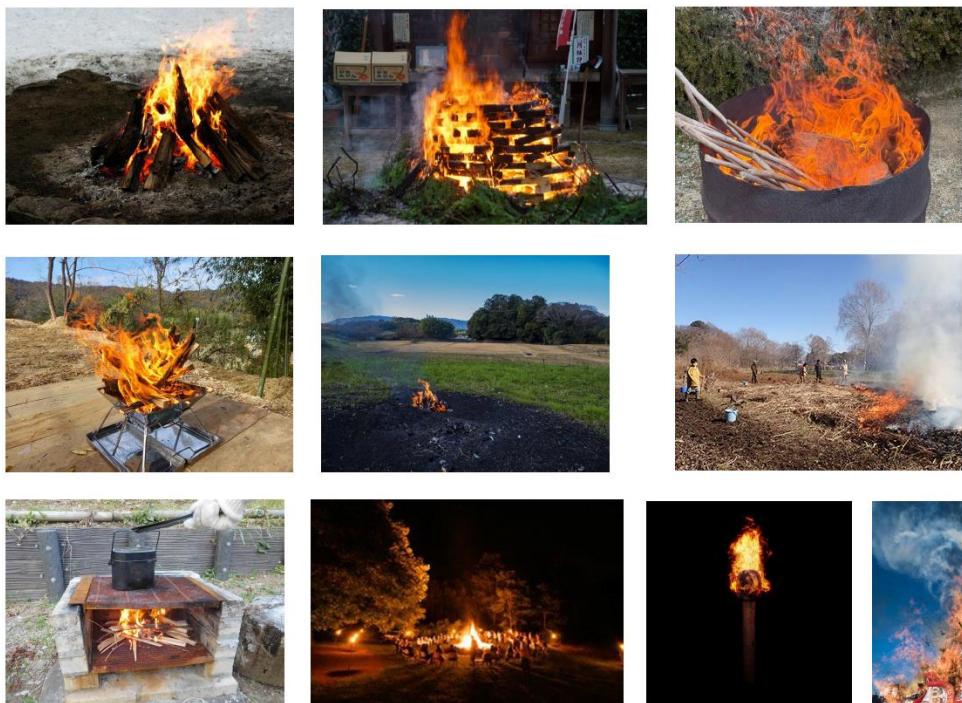


たき火の届け出について

これまで、「たき火」を行う際に届出が必要か明確ではなかったため、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に「たき火」が含まれ、届出が必要であることを明確にしました。

- 届出様式・・・・・・・別紙1
- 届出先・・・・・・・消防署、東分遣所、楚洲駐在所
- 注意事項・・・・・・・必ず消火用の水等を準備し、強風時には、中止する等
火災予防に努めてください。なお、キャンプ場等で行う場合は管理人に確認して
ください。

たき火に該当すると考えられる行為イメージ（届出が必要）



たき火に該当しないと考えられる行為イメージ（届出は不要）



この届出は、火災予防上の危険が存する行為や、誤認による通報等で消防活動に支障を生じさせないように行っていただくものです。この届出は、消防機関が実施状況を把握するためのものであり、消防署への届出により、行為そのものを許可・承認するものではありませんので、ご注意ください。

様式第9号（第5条関係）

火災と紛らわしい煙又は火災
を発するおそれのある行為の届出書

国頭地区行政事務組合消防本部 消 防 長 様		年 月 日
		届出者 住 所 電 話 氏名又は 法 人 名
発生予定日時	自 至	
発 生 場 所		
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量		
目 的		
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 その他必要な事項欄には、消火準備の概要でその他参考事項を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

野外焼却は禁止されています!!

廃棄物処理法では、「焼却禁止の例外」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと厳しく規制しています。そのため、家庭や事業場から出た廃棄物を野焼き又はドラム缶や一斗缶などで焼却することはできません。また、小型焼却炉であっても、法で定められた構造基準を満たさないものは使用できません。

野外焼却は、直罰の対象となり、
5年以下の懲役もしくは
1,000万円以下の罰金
又はこの併科、法人はさらに
両罰規定で3億円以下の罰金に
科せられます。



廃棄物処理法違反による検挙件数のうち、野外焼却による検挙件数は、総数の半数以上を占めています。

その内容は、家庭ごみの焼却から、建設系廃棄物である木くずや廃プラスチック類の焼却によるものなど様々です。

野外焼却は煙による近隣への迷惑のほか、ダイオキシン類等の発生による健康被害や土壌汚染のおそれがあることから厳しく規制されています。

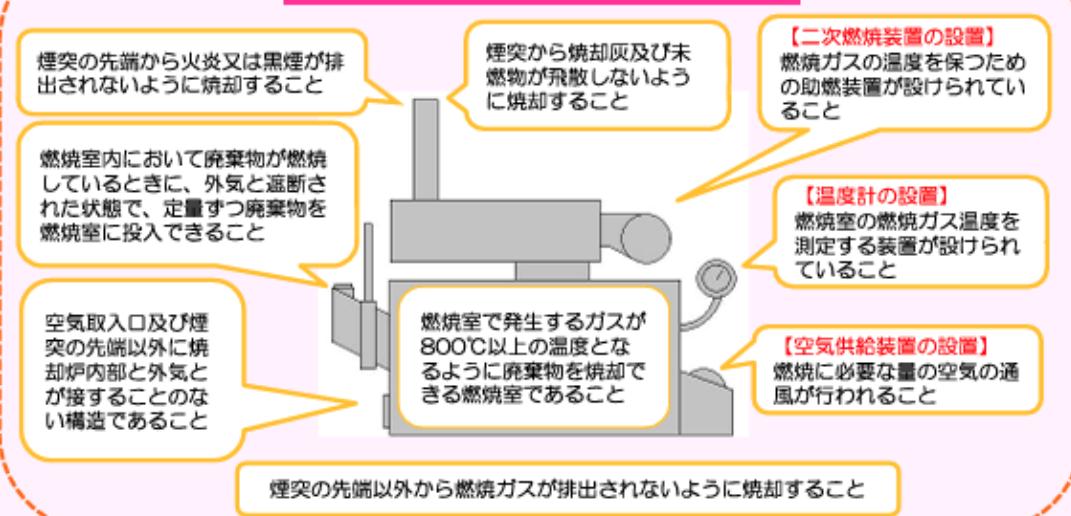
(資料:沖縄県警察本部生活保安課提供)

焼却禁止の例外

廃棄物処理法に定められた処分基準に従って行う場合	・下図「廃棄物焼却炉の法定基準の例」を参照 ※産業廃棄物処理施設(法第15条第1項)の場合、例示以外の基準も適用されます。		
他の法令又はこれに基づく処分により行う場合	・家畜伝染病予防法に基づく死体の焼却など ・あへん法によるあへんの焼却など		
次に挙げるもので、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合	①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却 ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却 ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却 ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却 ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの	河川敷の草焼き、道路敷の草焼きなど 災害等の応急対策、火災予防訓練など 「しめ縄、門松等」を焚く行事など 焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却、魚網にかかった魚介類の焼却など 落ち葉焚き、キャンプファイヤー	

例外規定に該当する焼却であっても、近隣への迷惑になる場合は、行政指導の対象になることがあります。

参考 廃棄物焼却炉の法定基準の例



小型焼却炉導入の際の注意点(購入する前によく考えよう!)

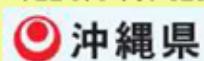
事業活動から生じた廃棄物を焼却した際に生じる焼却灰は、産業廃棄物の「燃えがら」に該当します。
「燃えがら」は産業廃棄物処理基準で管理型最終処分場等で最終処分することが定められています。

そのため、自社の小型焼却炉で焼却した際に生じる焼却灰を畑等に還元することは原則認められません。

小型焼却炉を導入する際には、購入費、燃料費、維持管理費(燃えがらの分析費、処分費、施設の修繕費)をしつかり積算した上で導入メリットを考えることが不可欠です。

【問い合わせ先一覧】

北部保健所生活環境班	TEL 0980-52-2636	県環境部環境整備課	TEL 098-866-2231
中部保健所環境保全班	TEL 098-989-6610	【那霸市内の場合】	
南部保健所環境保全班	TEL 098-889-6846	那霸市環境部廃棄物対策課	TEL 098-951-3231
宮古保健所生活環境班	TEL 0980-72-3501		
八重山保健所生活環境班	TEL 0980-82-3243		



◎現に野外焼却を行っている現場を目撲した場合など、緊急を要する場合には、警察、消防にも通報してください。